行財政改革大綱後期実施計画

実施事項名	給与の適正化・人件費の見直し	重点項目番号	6・8
現状、問題点、必要性 （なぜやるのか）	【現　状】 国家公務員に準じた給与上昇の抑制措置を取り入れており、人事院勧告の対応を行っている。特殊勤務手当は合併時に見直しを行い、管理職手当を平成19年度に定率から定額化を行い、一般会計で6，289千円の削減を行った。 【問題点、必要性】 支給をしている諸手当について、民間の支給水準との比較や特殊性について検証をし、見直しを行う必要がある。 【現状の客観的な説明】 諸手当のうち通勤手当は、国家公務員に準じた支給になっていない。また、特殊勤務手当のうち月額での従事手当の支給を行っている。	番号	6－③　・　8－④
		担当課（執行する課）	総務部職員課
		責任者名（執行責任者）	職員課長　山下　章光
		担当課電話番号	22－9605
対象等（なにが、だれが）	伊賀市職員	財政効果額（千円） （いくら削減されるのか、いくら収入増となるのか）	【金　額】 平成20年度想定効果額 19，899千円 【算定根拠】 ・給与上昇の抑制による効果額 給料抑制効果額（1ヶ月）×年間支給割合 1,206千円×16.5ヶ月=19,899千円 ・通勤手当の見直し検討 国家公務員の通勤実態と比較検討する中で国家公務員準拠も含めて見直しを検討することから効果額は実績を公表していくこととする。 ・諸手当の見直し検討 見直しを行う手当を確定していないため、効果額は実績を公表していくこととする。
成果（対象がどうなるのか）	歳出における人件費が抑制される		
実施する内容・目標数値 （対象を成果の状態にするために、何を、いつまでに、どのようにやるのか）	【実施内容】 国家公務員に準じた給与構造の見直し及び諸手当の見直しを行う。 【目標数値】 《最終目標》国家公務員に準じ給与上昇の抑制措置を継続する。通勤手当等の見直しの検討を行う。 《平成20年度の目標》給与上昇の抑制措置を継続する。時間外勤務手当縮減の取り組みを行う。特殊勤務手当の見直しを検討するとともに、通勤手当を国家公務員に準じた支給へ検討する。 《平成21年度の目標》給与上昇の抑制措置を継続する。見直しを行う手当を決定し、方針を立てる。 【目標の客観的な説明】 諸手当の見直しを検討する上で県内の各市の状況として、通勤手当は国家公務員に準じた支給を行っている市は半数に満たない状況であるが国家公務員に準じた支給を含めて検討が必要と思料する。また、特殊勤務手当のうち月額での従事手当を支給していない市が半数である（月額支給のうち病院関係での手当以外に支給をしている市は1市である）ことから見直しの検討が必要である。		
		特記事項	

目標を達成するための活動指標（全体目標を達成するために個別に実施する項目）
（何をどれだけやるのか）

活動指標名	目標値	定義・算定式	行程表（いつまでにやるのか） 平成20年度（4月～10月） 平成21年度（4月～10月） 平成22年度（4月～10月）
給与構造の見直し	平成20年度～22年度	国家公務員に準じ給与上昇の抑制、フラット化	
通勤手当の見直しを検討	平成20年度～21年度	合併市町村の状況等を参考に国家公務員に準じた支給について見直しを検討する。	
諸手当の見直しを検討	平成20年度～22年度	定額支給の残る特殊勤務手当など見直しを検討する。	
時間外勤務手当縮減への取り組み	平成20年度～	縮減目標の設定	